

第2部 令和6年度の環境の状況

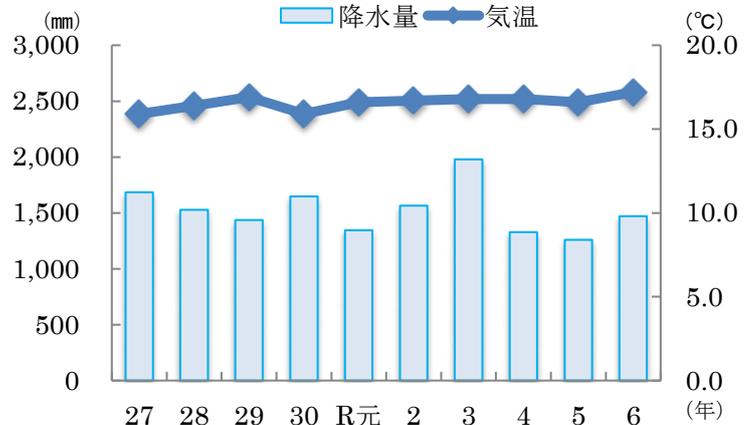
第1章 自然環境

【1】気象

本市は、大阪湾岸内陸部となることから、暑くなりやすい位置にあります。また、瀬戸内海式気候区に属し、1年を通じて比較的温暖な気候となっています。

令和6年の気温は、平均17.8℃、最高39.1℃、最低-2.1℃で、降水量は1470.5mmでした。

＜枚方市の降水量と平均気温の推移＞



出典：気象庁 アメダス（枚方）の気象データをもとに作成

【2】自然環境の概観

本市の自然を概観すると、東部に生駒山系の一角をなす穂谷・尊延寺地区のまとまった樹林域が分布し、西部には淀川が流れ、これらに挟まれるように市街地が展開しており、この市街地を貫いて3本の河川（船橋川、穂谷川、天野川）が淀川に流れこんでいます。

【3】自然環境の特徴

1. 里山

集落とそれを取り巻く森林、それらと混在する農地、ため池、草地などで構成され、人間と自然・生物が共存する地域を里山と呼んでいます。

本市には、穂谷・尊延寺地区に里山が広がっており、棚田やため池の土手には里草地の植物が豊富に生育しています。また、オオタカ、ノスリなどの猛禽類の生息を支える豊かな生物相を構成しています。

特に、穂谷地区は、環境省の自然環境調査「モニタリングサイト1000」の里地タイプのコアサイト（重点調査地域）として選定され、平成18年度から専門家、市民ボランティアによる調査が行われています。

また、穂谷の里山は、平成28年12月、環境省の定める生物多様性の保全上重要な里地里山（重要里地里山500）に選定されました。

2. 水辺地

(1) 河川

淀川は、古来より治水、利水のための河川改修が進められてきた河川であり、生息する魚類の豊富さや貴重種の存在する水系としても知られています。

なかでもワンド群の重要性が認識され、楠葉地区及び牧野地区で、国土交通省によってワンドの保全、再生整備が図られています。また、楠葉地区は重要性の高い原野の植物（大規模な氾濫原を特徴づける植物）が豊富な地区であり、楠葉北部や船橋川河口付近等には、ややまとまったヨシ原がみられ、対岸の鶴殿（高槻市）のヨシ原と一体的に多様な野鳥の生息場所となっています。

(2) ため池

ため池は、もともと水田灌漑を目的として人工的に築造された水域ですが、長い年月の間に様々な水生生物が移りすみ、特有の生態系を形成しています。

市内においても、市街地の大きなものから里山に残る小さなため池まで様々な形態が見られており、それぞれ多様な生物相を支える重要な水辺空間となっています。

3. 農地

水田には、カエルをはじめヘビ、トンボ、タニシ、ドジョウ、メダカが生息し、それらを餌とするサギ類などの水鳥が多く飛来しています。

また、市街地では、宅地化等により農地は減少していますが、水田や畑と樹林地が一体となった空間は、都市の自然ネットワークの要となっています。

4. 孤立林

住宅地や市街地に囲まれ、孤島のように分断された樹林地を孤立林といいます。市内には、比較的大きな面積の樹林地を持つ山田池公園をはじめ、小面積で帯状の斜面樹林、点在する社寺林などの孤立林が存在します。

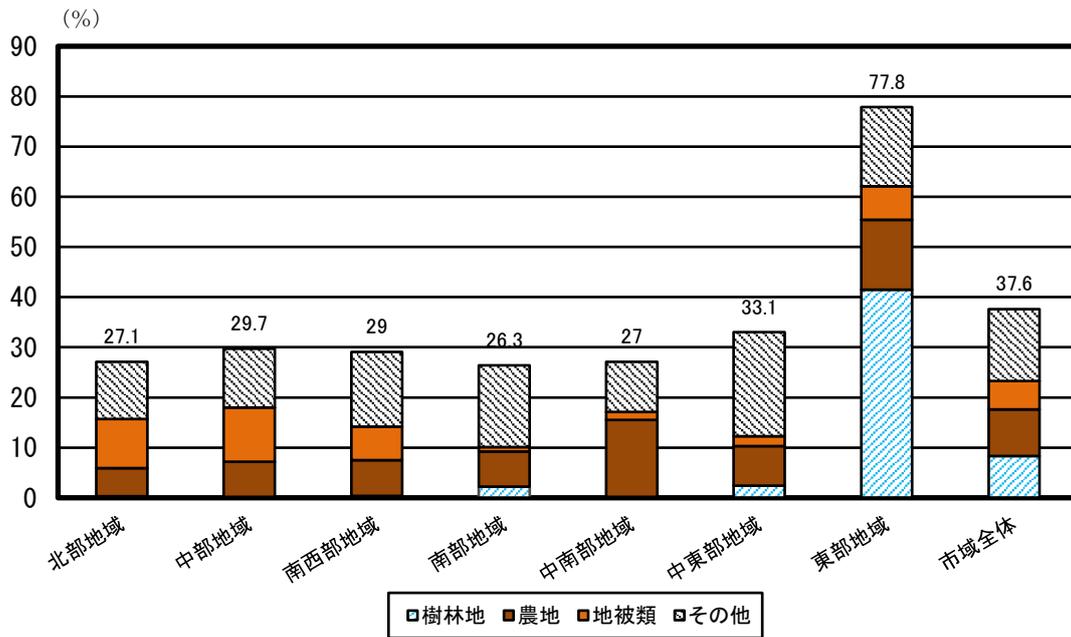
5. 緑被

緑被とは、樹林地、農地、街路樹、庭木、草地などに被われた土地の総称をいい、一定の地域における緑被面積の割合を緑被率といいます。

平成27年度に「枚方市緑の基本計画」の改定に伴い実施した緑被率調査の結果では、本市の緑被面積は2,510.2ha、緑被率は38.5%でしたが、令和5年度に実施した緑被率調査の結果では、本市の緑被面積は2,451.6ha、緑被率は37.6%となり、前回の調査時よりも緑被率が減少しています。この調査は令和4年5月～7月の衛星画像を用いて緑被地を抽出し、集計したもので、緑被には水面、裸地は含みません。

地域別の緑被地の特徴としては、樹林地が多い東部地域の緑被率が77.8%と突出して高い割合となっています。次に、山田池公園が位置する中東部地域や淀川河川公園が比較的多く占める北部地域、中部地域が続いています。また、中南部地域は緑被率が低いものの、農地が占める割合が最も高くなっています。

<地域別緑被状況>



<分類別の緑被面積と緑被率>

	緑被面積	緑被率
樹林地	542.4ha	8.3%
農地	603.0ha	9.3%
地被類	374.5ha	5.7%
その他	931.6ha	14.3%
合計	2451.6ha	37.6%

(令和5年度)

6. 保存樹林

「都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律施行令」に基づき、次のいずれかに該当する、健全で、その集団の樹容が美観上特に優れている樹林を保存樹林に指定しています。

- ・その集団に存する土地の面積が、500㎡以上であるもの。
- ・500㎡以下であっても由緒ある樹木の集団であるもの。

令和6年3月31日現在、保存樹林は11か所です。

⇒第4部資料編P61：詳細

7. 保存樹木

「都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律施行令」に基づき、次のいずれかに該当する健全な樹木を保存樹木に指定しています。

- ・1.5mの高さにおける幹の周囲が1.5m以上であること。
- ・高さが15m以上であるもの。
- ・株立ちした樹木で高さが3m以上であるもの。
- ・推定100年以上生育し、由緒あるもの。

令和6年3月31日現在、保存樹木は11本です。

⇒第4部資料編P62：詳細

8. 鳥獣保護区等の指定状況

本市域においては、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき、本市、交野市の境界線と第二京阪道路との交点を起点とし、同道路を北北東進し、本市、京都府京田辺市の境界線に至る線より東南方向のすべての区域が「枚方鳥獣保護区」として、淀川左岸堤防以西の区域が「淀川鳥獣保護区」として、それ以外の区域が「枚方特定猟具使用禁止区域」として指定されています。

このうち、鳥獣保護区は、鳥獣の保護を図るために特に必要があると認めて指定される区域であり、狩猟期間であっても狩猟が禁じられています。ただし、鳥獣による農林業や生活環境の被害が発生している場合は、有害鳥獣の捕獲を許可することがあります。

また、特定猟具使用禁止区域は、銃器などの特定猟具を使用した鳥獣の捕獲等に伴う危険の予防または指定区域の静穏の保持のため、特定猟具を使用した鳥獣の捕獲等を原則として禁止しています。

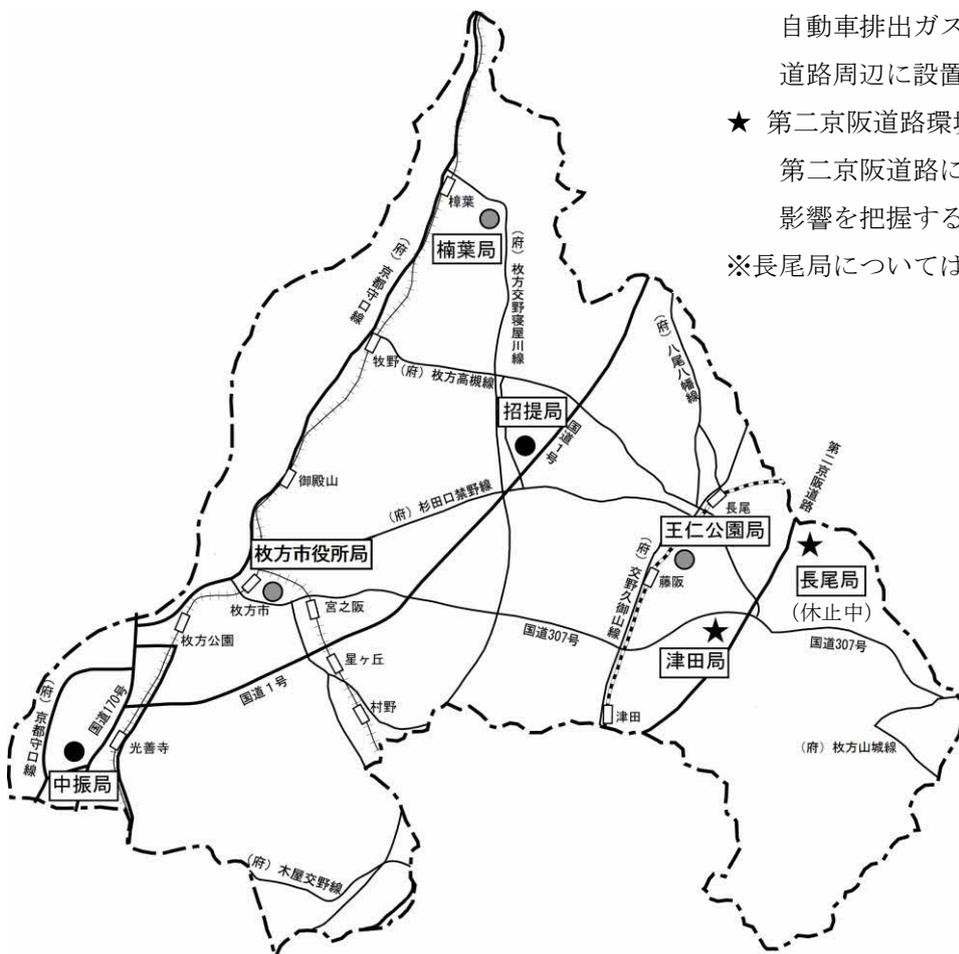
第2章 大気・音環境

【1】大気環境の状況

大気汚染は、工場・事業場や自動車等から大気中に汚染物質が排出されることによって起こります。汚染物質の濃度が高くなると、人の健康や動植物に影響を及ぼすことがあります。

人の健康を確保する上で維持されることが望ましい基準として、大気汚染に係る環境基準が定められています。環境基準を達成し維持するために、工場・事業場に対する規制指導や自動車排出ガス規制を行うとともに、市内6か所の大気汚染測定局で汚染状況を監視しています。

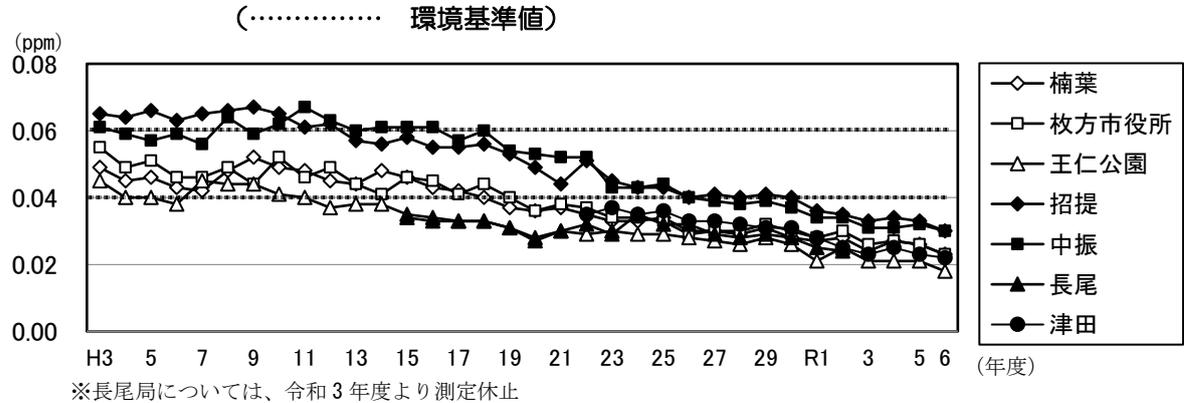
<大気汚染測定局の位置>



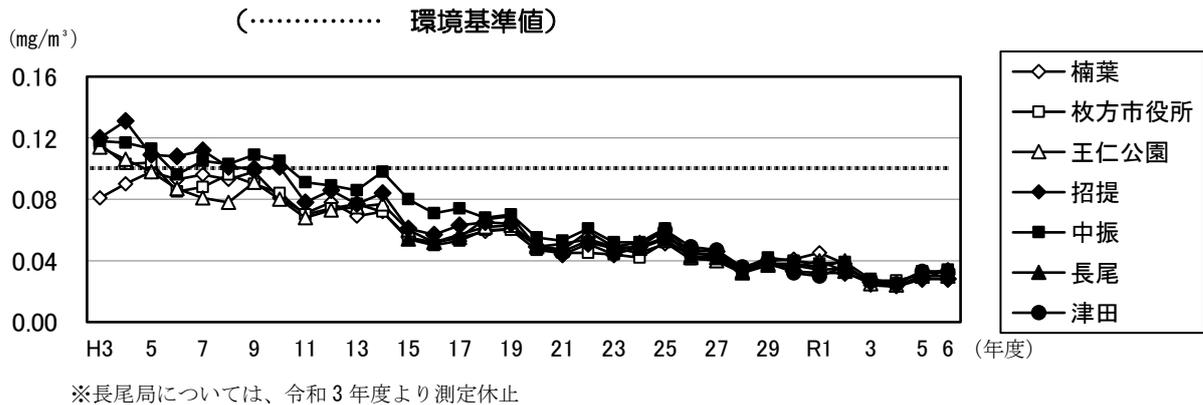
- 一般環境大気測定局
大気環境の状況を把握するため
住宅地域などに設置（3局）
 - 自動車排出ガス測定局
自動車排出ガスの影響を把握するため
道路周辺に設置（2局）
 - ★ 第二京阪道路環境監視局
第二京阪道路による大気環境等への
影響を把握するため設置（2局）
- ※長尾局については、令和3年度より測定休止

令和6年度は、光化学スモッグの原因物質である光化学オキシダントを除く二酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質（PM_{2.5}）、二酸化硫黄及び一酸化炭素について環境基準を達成しました。下記グラフに示すように、大気汚染の状況は年々改善してきており、一般環境大気測定局と自動車排ガス測定局との差も減少してきています。

<二酸化窒素の年間98%値の推移と環境基準値との比較>



<浮遊粒子状物質の年間2%除外値の推移と環境基準値との比較>

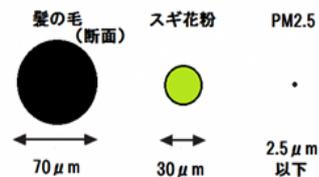


本市では、平成24年4月から中振局で、平成26年3月から王仁公園局でPM_{2.5}を測定しています。平成26年度から10年連続で2局ともPM_{2.5}の環境基準を達成しました。

微小粒子状物質（PM_{2.5}）とは？

PM_{2.5}とは、大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が2.5μm（0.0025mm）以下の微小な粒子のことをいいます。

PM_{2.5}はとても小さいため、肺の奥深くまで入りやすく、ぜんそくや気管支炎など健康への影響が心配されています。



※1μm（マイクロメートル）=1mm（ミリメートル）の1000分の1

【2】騒音の状況

市内の環境騒音を把握するために、本市では道路に面する地域29地点と一般地域24地点を5年以内に1回のローリング方式で、環境騒音モニタリング調査を実施しています。

騒音の環境基準は、道路に面する地域と一般地域のそれぞれに基準が定められています。

1. 道路に面する地域

道路に面する地域とは、自動車の音が主な騒音の原因となっている地域です。

令和6年度は、道路に面する地域7地点で調査したところ、交通量の多い地域の一部で基準を超過したものの、面的評価による環境基準の達成状況は95.0%となりました。

(注) 面的評価とは、道路から50mの範囲にある住居等の立地状況を考慮し、環境基準値を達成する戸数及び割合を面的に把握することによる評価方法のことです。

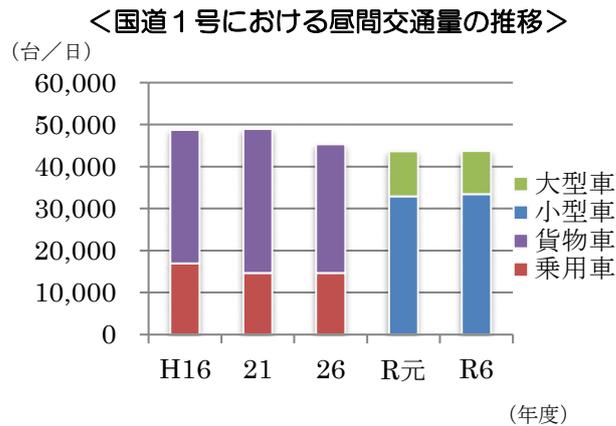
2. 一般地域

一般地域とは、道路に面する地域以外の地域です。

令和6年度は、一般地域8地点で調査した結果、すべての地点で環境基準を達成しました。

【3】自動車交通の状況

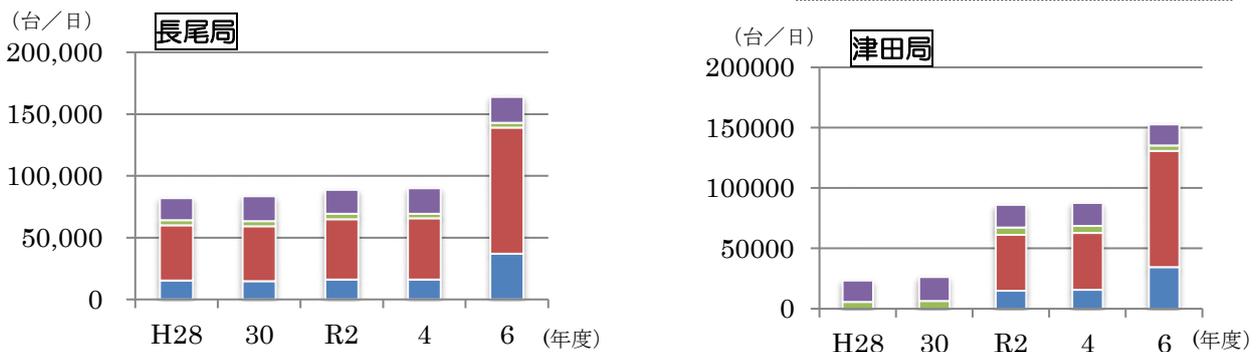
国道1号（京阪国道）における昼間交通量は、第二京阪道路の全線開通後、減少しています。



(注) 資料：国土交通省近畿地方整備局大阪国道事務所
※平成28年度に用途別から車種別へ統計方法が変更されています。

平成22年3月20日に全線開通した第二京阪道路の交通量は、増加傾向で推移しています。

＜第二京阪道路における交通量の推移＞



※平成29年～令和3年の専用部における交通量は、トライフックカウンターの故障により欠測となっています。

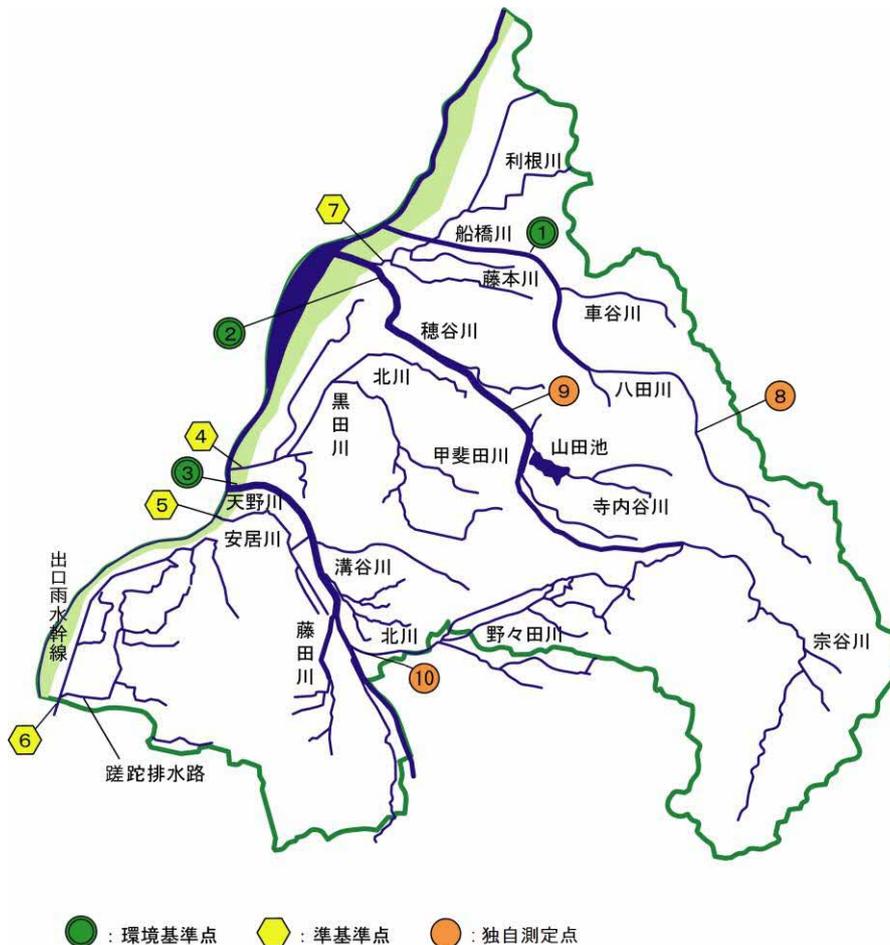
第3章 水環境

【1】河川水質の状況

市内河川の水質把握のため、河川10地点で水質調査を実施しています。

水質汚濁に係る環境基準は、有害物質等の人の健康の保護に関する環境基準と、生物化学的酸素要求量（BOD）等の生活環境の保全に関する環境基準があります。

＜河川水質調査地点＞



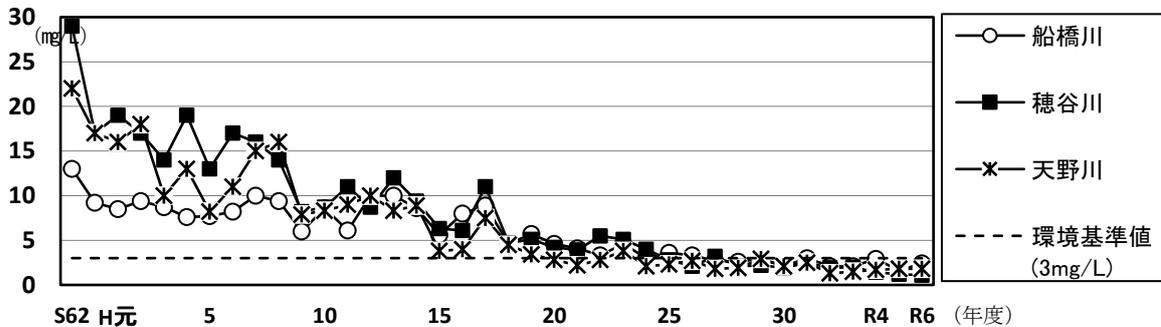
番号	河川等名	地点名	番号	河川等名	地点名
1	船橋川	新登橋上流	6	出口雨水幹線	枚方寝屋川市境
2	穂谷川	淀川合流直前	7	藤本川	淀川合流直前
3	天野川	淀川合流直前	8	船橋川	新宇治橋
4	黒田川	西ノ口樋門	9	穂谷川	穂谷川新橋
5	安居川	淀川合流直前	10	北川	北川流末

令和6年度は、河川の汚れを見る指標のひとつであるBODが、環境基準点3地点（船橋川・穂谷川・天野川）すべてで環境基準を達成しました。

また、有害物質等の環境基準について、すべての地点で達成しました。

環境基準点でのBODの75%値は、年度によって若干変動があるものの過去5年間では環境基準値以下の数値で推移しています。

<環境基準点でのBOD75%値の推移と環境基準値との比較>



(注) 75%値とは、年間の同一地点の測定データを小さいものから順に並べ、全測定回数に0.75を乗じて得られた数(n)番目に相当する測定値を示します。BODの環境基準の達成状況は、この値をもって評価します。

生物化学的酸素要求量（BOD）とは？

BODとは、河川の汚れの度合いを示す代表的な指標で、水の汚れ（有機物）が、微生物の働きで分解されるときに消費される酸素の量です。

この数値が大きいくほど、水中の汚れの量が多いことを示しています。

【2】地下水質の状況

地下水質の状況を把握し、地下水の保全に関する施策を適切に実施するために、概況調査、汚染井戸周辺地区調査及び継続監視調査を行っています。

1. 概況調査

市域の全体的な地下水質の状況を把握するために実施する調査で、令和6年度は、楠葉地区、三栗地区及び出口地区で実施し、すべての井戸で環境基準を達成しました。

2. 汚染井戸周辺地区調査

新たに汚染が発見された場合には、その広がりや原因を調べるため、周辺の井戸を調査することとしています。令和6年度は、市内の地下水においてPFOS及びPFOAが暫定指針値を超えて検出されたため、市内を約2kmごとに区分した市域全体調査を実施しました。結果、全17地域のうち、11地域で暫定指針値を超えて検出されました。

3. 継続監視調査

汚染の継続的な監視が必要とされた場合には、継続監視調査を実施しています。令和6年度は、8地区で継続監視調査を行いました。なお、継続監視調査で監視をしている井戸で、汚染の改善が一定期間以上見られた場合、再度、周辺井戸を調査し、その地区での汚染の改善が確

認されると、調査を終了することとしています。

第4章 土壌・地盤環境

【1】地盤沈下の状況

1. 枚方市地盤沈下水準測量

地盤沈下対策として、枚方市公害防止条例で地下水の採取規制を行うとともに、地盤沈下状況を把握するため、昭和47年に市内42地点に一級水準点を設置しています。現在は地盤沈下が沈静化しているため、3年に1回水準測量を実施しています。

令和6年度に実施した枚方市地盤沈下水準測量の結果は、前回の令和3年度の観測値と比べて、すべての水準点で大きな変動はありませんでした。(次回実施予定は令和9年度)

⇒第4部資料編 P69：詳細

2. 地下水位測定

地盤沈下は、過剰な地下水の採取により地下水位が低下し、地下の帯水層の上下にある粘土層中の水が搾り出され、圧密することにより引き起こされる現象です。このことから、地盤沈下の兆候を把握するために、市域の地下水位状況を監視しています。

令和6年度に本市が実施した5地区の地下水位の測定結果では、過年度と比較して年平均値に大きな変動はありませんでした。

なお、本市が実施する地下水位測定のほか、平成26年4月から、枚方市公害防止条例に基づき、届出対象の揚水施設の設置者に対して、揚水施設の用途に応じて地下水位の測定・記録と市への報告を義務付け、データの蓄積に努めています。

第5章 苦情・水質事故

＜公害に関する苦情の推移＞

【1】公害苦情及び水質事故の状況

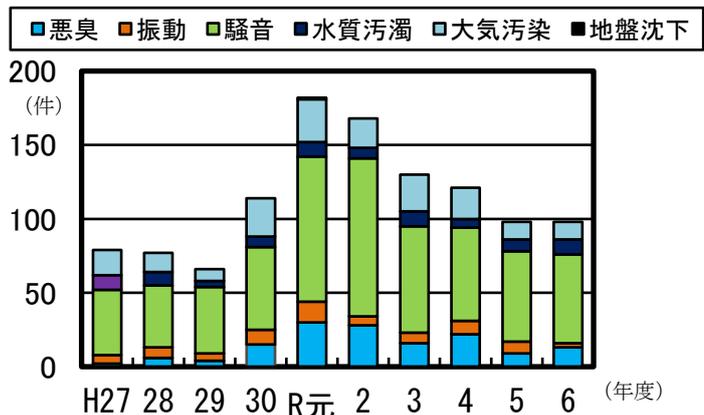
令和6年度に本市に寄せられた苦情は112件あり、その内訳は典型7公害が98件(大気汚染12件、水質汚濁10件、騒音60件、振動3件、悪臭13件、地盤沈下0件、土壌汚染0件)で、前年度と同じで、生活騒音など近隣住民間によるものが13件で、前年度より28件減少しました。

112件の苦情のうち、生産工場以外に対する苦情が102件と全体の約91%を占め、その主なものは、建設や解体工事に伴う苦情で、29件ありました。

本市の大部分が上水道水源である淀川水系に属しており、万一、有害物質等による水質事故が発生すると、下流の水道原水に影響を及ぼすおそれがあります。

そこで、水質事故発生時には、下流への影響を防止するよう対策に努めるとともに、関係機関との連絡を密に図っています。

なお、令和6年度は、生活環境に影響を及ぼす程の汚濁水流入や魚のへい死等の水質事故は発生しませんでした。



第6章 化学物質

【1】環境中の有害化学物質の状況

1. ダイオキシン類

ダイオキシン類は、物の焼却の過程等で意図せず生成してしまう物質で、発がんを促進する作用、甲状腺や免疫機能の低下を引き起こすなどの影響を及ぼすといわれています。

環境中のダイオキシン類濃度の把握のため、ダイオキシン類の調査を実施しています。

令和6年度は、大気1地点、河川水質3地点及び河川底質3地点、地下水質1地点、土壌1地点において調査し、いずれも環境基準を達成しました。
⇒第4部資料編 P70 : 詳細

2. アスベスト

アスベストは、繊維状の鉱物で極めて細いため、人の肺の奥まで入り込み健康影響を及ぼすおそれがあることが知られている物質です。

令和6年度は、大気中のアスベスト濃度を3日間1地点で測定し、世界保健機関（WHO）の環境保健クライテリアと比べて低い濃度でした。
⇒第4部資料編 P71 : 詳細

（注）世界保健機関（WHO）の環境保健クライテリア

「世界の都市部の一般環境中の石綿濃度は、1～10本/L程度であり、この程度であれば、健康リスクは検出できないほど低い。」

3. 有害大気汚染物質

有害大気汚染物質は、低濃度でも長期間の曝露により、発がん性などの健康影響が懸念される物質の総称です。現在、環境省により248物質が示され、その中で健康リスクがある程度高いと考えられる23物質が優先取組物質として選定されています。

令和6年度は、環境基準値が設定されているベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンについては環境基準を達成しました。また、優先取組物質のうち、測定法が確立している物質を2地点で測定したところ、いずれも指針値を下回りました。

⇒第4部資料編 P71 : 詳細

第7章 ごみの処理量

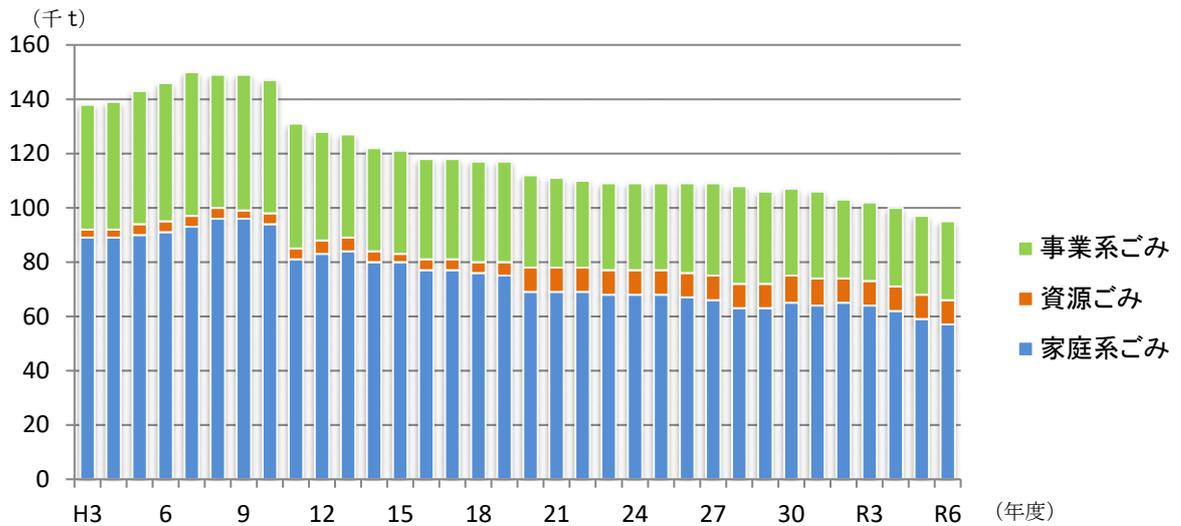
【1】ごみの状況

本市のごみ処理量は、平成7年度にピーク（約15万トン）を迎えた後、ごみ減量施策として、ごみ袋の無色透明・白色半透明化、粗大ごみ予約戸別収集、大型ごみ有料化や、事業系ごみ減量に向けた指導等を実施してきたことにより、減少しています。

令和6年度はピーク時の平成7年度に比べ、5万5千トン（36.8%）減少し、ごみ処理量は約9万5千トンでした。

⇒第4部資料編P80：令和6年度のごみ処理工程及びごみ処理量

＜ごみ処理量の推移＞



令和6年度の1人1日あたりのごみ量は724g（集団回収を含む。）で、前年度に比べて15g（2%）減少しました。なお、全国平均851g（令和5年度）や大阪府平均877g（令和5年度）と比較して、低い値となっています。

＜1人1日あたりのごみ量の推移＞

